

参加者 ※チーム全員を記載。

年 月 日

なお、以下の参加者のうち、_____を参加者代表と定めます。参加者は、参加者代表に対し、主催者からの参加者に対する通知の受領、主催者に対する参加者からの通知の発信及び参加者の意思表示に関する一切の決定を委任するものとします。

氏名		所属(企業名等)	
電話番号		E-mail	

氏名		所属(企業名等)	
電話番号		E-mail	

氏名		所属(企業名等)	
電話番号		E-mail	

氏名		所属(企業名等)	
電話番号		E-mail	

上記参加者の所属先として、参加者の本プログラム全過程を通じた積極的な参加を保証するとともに、万一参加者が本参加同意書に基づき主催者または第三者に対して損害賠償責任を負う場合は参加者と連帯して当該損害を賠償します。

注)企業が複数になる場合は、余白にご記入頂くか、記入方法に関してご相談ください。

企業名 _____

所在地 _____ 代表者名等 _____

同意書の控えをとった上で、郵送して下さい。
 締切に間に合わない場合は、スキャンしたデータを送って頂き、本紙は後日になっても構いません。

郵送先 締切:6月25日(月)必着

〒503-1383

岐阜県養老郡養老町大野2-12 有限会社トリガーデバイス 佐藤 宛

TEL 0584-75-0569

スキャンデータの場合

E-mail:tridev@triggerdevice.com

※参加者から提出を受けた個人情報は、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)にしたがって取り扱い、参加者の同意なく、本プロジェクト以外の目的での利用または第三者への提供はいたしません。

岐阜イノベーション工房参加同意書

情報科学芸術大学院大学 御中

私は、情報科学芸術大学院大学(以下「主催者」といいます)が運営する下記プロジェクト(以下「本プロジェクト」といいます)について本書により参加を申し込みます。本プロジェクトへの参加にあたり、本プロジェクトの参加者として、以下の事項について同意します。

私は、本書による参加申し込み後、主催者から参加申し込みに関する問い合わせや面談の依頼を受けた場合は誠実にこれに応じます。また、本プロジェクトへの参加の可否については参加申込みの状況に応じて主催者による選考によって決定されることに予め同意し、本書による参加申し込みが本プロジェクトへの参加を保証するものではないことについても予め同意します。

記

プロジェクトの名称: 岐阜イノベーション工房	
プロジェクトの内容:	
演習プログラム:	IoT、AI、デジタル設計、デジタル製造、現場での観察と分析、アイデア創出、プロトタイプ製作などを合計10回程度で学ぶ。
実習プログラム:	主催者のサポートを受けつつ、演習で学んだことを基にそれぞれの現場で新規事業創出に取り組む。
成果報告会:	実習期間中の成果を発表し、課題を共有する。
プロジェクトの実施期間(以下「本プロジェクト期間」といいます): 2018年8月-2019年3月	
プロジェクトの開催場所: 情報科学芸術大学院大学など	

1.【目的】 本プロジェクトは、参加者が、イノベーション創出に有効であるとされる手法を主催者から学び、参加者個人または参加者の所属組織などにおいて実践し、実践からの学びを共有することを通じて、イノベーション創出に挑戦するための風土を岐阜県内に醸成することを目的としています。

2.【参加の条件】 参加者は、以下の条件をみたす者としてします。

- 1)特段の事情がない限り、上記「プロジェクトの内容」記載の全過程に参加できること(一部のみの参加は不可)。
- 2)本プロジェクト会場までの交通費及び宿泊費、フィールドワークでの交通費及び宿泊費、自社内での新商品及び新サービス等の開発に取り組む費用は全額所属企業等の負担となること。
- 3)標準的な操作が可能なパソコンを自己の負担で持参すること。

3.【主催者等の知財】 本プロジェクトにおいて主催者または主催者から委託を受けた第三者が提供する資料、ノウハウを含む一切の情報および機材等(以下「主催者知財」といいます)に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利その他の権利を含みます)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むものとします。以下「知的財産権」といいます)その他一切の権利は、主催者または正当な権利を有する第三者に帰属します。参加者は、本プロジェクトの目的の範囲内で、かつ主催者または主催者から委託を受けた第三者の指示に従うことを条件に、主催者知財を利用または実施することができます。

4.【成果物】 本プロジェクトにおいて参加者が作成した文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイピングしたハードウェアその他一切の成果物(以下「成果物」といいます)に関する知的財産権その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属します。なお、成果物の知的財産権については、参加者の所属先の規程等に従うことになる場合があります。

5.【アイデア】 本プロジェクトにおいて参加者が提供したアイデア(コンセプトおよびノウハウ等を含みます)は、そのアイデアを提供した参加者から次項に規定する申出および参加者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産(パブリックドメイン)として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。

6.【公開】 主催者ならびに本プロジェクトを共催または協力した者(以下「主催者等」といいます)は、成果物およびその過程を、広告宣伝、事業報告または研究目的のために、ウェブサイト(SNSを含む)やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載する等、公開することができます。ただし、権利を有する参加者から、成果物に関する情報を公開しないよう申出があった場合には、主催者等は成果物の公開を延伸する等、参加者の権利化のために適切な措置を講じるよう努めるものとします。

7.【参加者の秘密情報】 参加者は、第4項および第5項に規定する本プロジェクトにおける成果物およびアイデアの取扱いを十分に理解したうえで、秘匿しておきたい秘密情報を本プロジェクトにおいて提供しないよう留意してください。ただし、参加者がそのような秘密情報を本プロジェクトに対し提供することを希望する場合には、事前に主催者に通知し、その対応について協議するものとします。

8.【主催者側の秘密情報】 本プロジェクトにおいて主催者等が参加者に対し、秘密であることを明示した秘密情報を提供した場合、参加者はその秘密情報の取扱いに関し、主催者等の指示に従わなければならないものとします。

9.【権利侵害の禁止】 参加者は、本プロジェクトにおける制作活動に関し、法令および公序良俗に違反する行為、ならびにそれらのおそれのある行為をせず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

10.【規則・指示等の遵守】 参加者は、本プロジェクトの遂行上利用する一切の施設(以下「本施設」といいます)の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者および主催者の規則・指示等にしたがうものとします。

11.【免責】 本プロジェクトは、参加者またはその所属組織に対して、本プロジェクトの過程または結果発生したコンセプト等に関して製品・商品化、事業化できることを保証するものではありません。本プロジェクトに参加中の事故により参加者、参加者の所属先または第三者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に対し何ら請求しないものとします。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこのかぎりではありません。

12.【機材等の損傷】 参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

13.【責任】 参加者が以上の各項の定め違反し、主催者または第三者に対し損害を与えた場合は、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者に対し何ら迷惑、負担をかけさせず、損害の賠償等を請求しないものとします。